

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則とその付則ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則書、ならびに本競技会特別規則書に従いクローズド競技として開催される。

第1条 競技会の名称

JMRC九州ダートトライアルジュニアシリーズ 第5戦  
いまりんダートトライアル2019

第2条 競技種目及び格式

ダートトライアル クローズド競技

第3条 オーガナイザー及び参加申込場所

オーガナイザー：モータースポーツクラブ伊万里

代表者：牟田 昭人

所在地：〒848-0034 佐賀県伊万里市二里町中里甲433-9

牟田自動車内 モータースポーツクラブ伊万里事務局

TEL0955-23-6314 FAX：0955-23-7318 携帯：090-3197-4190

第4条 競技会開催日及びタイムスケジュール

開催日 2019年10月13日

公式受付 AM 8:00~9:00

公式車検 AM 8:15~9:10

コース・オープン慣熟歩行 AM 8:20~9:10

ドライバーズブリーフィング AM 9:15~

慣熟走行 AM 9:30~

第1ヒート 慣熟走行終了後

慣熟歩行 第1ヒート終了後40分間

第2ヒート 第1ヒート終了後45分後

表彰式 PM15:00予定

第5条 競技会開催場所

名称：スピードパーク恋の浦

所在地：〒811-3307 福岡県福津市渡641

TEL (0940)52-7171 FAX (0940)52-7172

第6条 大会役員及び大会競技役員

(1) 組織委員会

組織委員長：牟田 昭人 (MSC伊万里)

組織委員：原 和貴 (MSC伊万里)

(2) 競技会主要役員

審査委員長：中村 善浩 (RASCAL)

(3) 競技役員

競技長：牟田 昭人 (MSC伊万里)

コース委員長：南 義則 (MSC伊万里)

計時委員長：牟田 誠矢 (MSC伊万里)

技術委員長：原 和貴 (MSC伊万里)

事務局長：牟田 靖子 (MSC伊万里)

第7条 参加申込および参加費用

①参加申込場所及び問い合わせ先(大会事務局)第3条に同じ

②参加受付期間 2019年9月14日~10月8日(火曜日)必着

③参加料

ジュニアクラス ￥13,000

オープンクラス ￥9,000

クローズドクラス ￥8,000

<振込先> 伊万里信用金庫 東山代支店

普通預金 0050205

名義 モータースポーツクラブ伊万里 代表者 牟田 昭人

第8条 参加申込方法および参加受理

①所定の参加申込書(JMRC九州統一申込用紙)に必要事項を記入し署名捺印のうえ受付期間内に大会事務局まで、現金書留にて郵送すること。

②参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式だけでなく通称名がイッヅ等)を入れること。

③組織委員会は国内競技規則4-19に従い参加者に対しては理由を示すことなく参加を拒否することができる。

この場合、参加料は返却手数料¥1,000を差し引き返還する。なお参加締め切り後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

④2018年全九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者に対しての特別割引あり。

⑤参加受理書は発行しない。

⑥参加者は参加申込後、不可抗力により参加出来ない時は、受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第9条 参加台数

全クラスを通じて60台とする。

第10条 参加者資格および競技運転者

①参加者は有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。

②競技運転者(ドライバー)は、有効な自動車運転免許証とJAF競技運転者許可証国内AまたはBの所持者であること。

③満20歳未満の競技運転者(ドライバー)は参加申込に際し親権者の同意書を提出しなければならない。

④その他なんらかの理由により、警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。

⑤ジュニアクラス参加ドライバーは、競技中に有効な1000万以上の傷害保険又は、JMRC九州発行の当該年度有効のメンバーカードを持参し確認できること。また他地区からの参加者の場合は、所属地区が発行したJMRC全国共同共済を証明するものを受付時に提示すること。オープン・クローズドクラス参加ドライバーは、競技中に有効な200万以上の傷害保険に加入している者(JMRC九州共済会に加入している者)なお参加受付時に、その保険証書(コピーでも可)を持参又は、当該競技会有効なJMRC九州の共済に当日参加受付時において¥1,000を支払い加入することができる。

第11条 重複参加

①同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

②ダブルエントリー(重複参加)は、1台の車両で3名までとする。

第12条 参加車両及び競技クラス区分

(1)ジュニア

N車両部門(過給器換算値×1.7)

N1クラス 2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動のN車両

N2クラス 1600ccを超える4輪駆動のN車両

S車両部門(過給器換算値×1.7)

S1クラス 1586cc以下の2輪駆動のSA, SAX, B車両

S2クラス 1586ccを超える2輪駆動のSA, SAX車両及び排気量区分無し

の2輪駆動のB, SC車両

S3クラス 4輪駆動のSA, SAX, SC, B車両

C/D車両部門

C/Dクラス 排気量及び駆動方式区分無し

(2)クローズド(過給器換算値×1.7)

ビギナークラス(ライセンズ無し)

CLクラス 排気量区分及び駆動方式区分無し

オープンクラス

OP2クラス :排気量区分無し

の2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動

OP4クラス :1600ccを超える4輪駆動

※参加車両は2019年度国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。

第13条 競技番号

①競技番号は大会事務局が決定し通知する。

②参加車両にはオーガナイザーにより支給される競技番号及び識別マーク等を指定された場所へなんら手を加えられない事なく正確に掲附されなければならない。

第14条 車両検査

①競技会技術委員長は、公式車検を実施する。また車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。

②参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で車両検査を受けなければならない。車両検査で不合格の場合、または技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。

③すべての参加者は車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。

ジュニアクラスに参加する競技運転者は、JMRC九州ダートトライアルジュニアシリーズ規定則により、レーシングスーツ着用が望ましい。

④競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに、車両の左右のドアに四辺を完全にテープ等で貼付けすること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。

⑤競技会技術委員長は、車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正の後再度車両検査を受けなければならない。

⑥競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。

⑦競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞者に対して最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

⑧競技会技術委員長が行う検査および再車検検査の分解及び組付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

⑨参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。

⑩競技車両は車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されるものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)

車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下におかれる。



## JMRC九州ダートトライアルジュニアシリーズ

### 第5戦

# いまりんダートトライアル2019

## 特別規則書

2019年10月13日(日)開催

開催場所:スピードパーク恋の浦  
主 催:モータースポーツクラブ伊万里

大会組織委員会

## 協賛各社

ダンロップタイヤ九州販売(株)  
西九州トヨタ(株)  
スズキ自販佐賀伊万里営業所  
ホンダカーズ長崎(株)  
伊万里信用金庫  
インズパークス  
佐賀県中古自動車販売協会  
みなみアルミ工業  
ハラデザインルーム  
(有)牟田自動車

理由の如何に関わらず責任は各自が負わなければならない。

②参加者及び競技運転者は、JAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち競技役員はその役務に最善を尽くすのは勿論であるが、もしその役務遂行によって生じたものでも参加者、競技運転者、メカニック、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第23条 競技会延期、中止または短縮

①オーガナイザーは保安上または不可抗力による特別の事情がある時は、競技会審査委員会の決定によって競技の延期、中止、取止めまたは走行距離、ヒート数の変更短縮をすることが出来る。

②競技会の延期または中止の場合、参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第24条 賞典

ジュニアクラス 1位～6位 オーガナイザー楯・副賞  
特別賞 : クローズド、オープンクラス参加者の上位  
ただし、参加台数により、各クラスの章典の増減を行う場合がある。

第25条 本特別規則書の施行ならびに記載されてない事項

①本規則書発行後、JAFにより決定された事項は全ての規定に優先する。

②その他の事項については、2019年JAF国内競技規則とその附則及びJMRC九州ダートトライアル競技統一規則書のとおりとする。

第15条 再車両検査

①公式車両検査後、参加車両が競技などにより改造、補修を行った場合は技術委員長に申告し、再車両検査を受けなければならない。

②競技終了後、入賞車両は再車両検査を受けなければならない。

第16条 慣熟歩行

コースの慣熟はコースオープン時間内に徒歩にて行う。

第17条 スタート

①スタートは原則としてゼッケン順に行う。

②スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。

第18条 計時

計測は光電管にて1/1000秒まで計測する。

バックアップは光電管による

第19条 順位決定

競技は、2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は次のとおり順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第20条 罰則規定

①開催日の受付時間に遅刻した参加者及び競技運転者は出走できない。

②パイロンの接触もしくは、パイロン倒しは、1か所につき5秒加算とする。コース委員の判定による。

③ペナルティ対象となるパイロンはドライバーズブリーフィングにて発表する。

第21条 失格規定

(1)次の行為をした場合参加者及び競技運転者は本競技会を失格とする。

①競技役員の指示に従わなかった場合。

②不正行為をした場合。

③コースアウト等で当人以上に傷害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。

④車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更改造を行った場合。

⑤ドライバーズブリーフィングに参加しなかった参加者は、当競技会の競技参加資格を失効する場合もある。

この場合参加料は返却しない。

(2)次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はそのヒートの競技を無効とする。

①スタート合図後、すみやかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。

②スタート時刻までにスタート位置に着かない場合、但しオーガナイザーの指示があった場合は、その限りではない。

③ミスコース、コースのショートカットと判断された場合、但しミスコース、ショートカット等に気づき直ちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。

④スタートして5分以内にゴールしなかった場合、当該ヒートを無効とする。

⑤スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。

第22条 損害の保障

①参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品等の損傷、盗難紛失などの損害又は、会場の設備、器物を損傷した場合、